

知っておきたい マイナンバー制度



◆マイナンバー制度とは

マイナンバーとは、正式には『個人番号』といい、住民票を有する住民一人ひとりに付けられる12桁の番号のことです。

マイナンバー制度は、このマイナンバーを使って、税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうか確認する社会基盤となります。

このマイナンバーを国の機関や地方公共団体などが、基本的に、社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、スムーズな申告・申請などが可能となり、住民サービスのより一層の向上につながると考えられています。

◆なぜ導入されることになったのか

マイナンバー制度を導入することにより期待される効果が大きく3つあります。

1つ目は、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えるようになります。**(公平・公正な社会の実現)**

2つ目は、添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。**(国民の利便性の向上)**

3つ目は、行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。**(行政の効率化)**

マイナンバーは、結婚等をして名前や住所が変わっても原則、変わりません。

・社会保険料や税に関し、公平な給付と負担の実現が図られます。

・本当に社会保障を必要とする方に積極的に手を差し伸べることが出来ます。

・要援護者リストの整備などに活用して災害対策にも役立ちます。



◆マイナンバーが必要な場面

社会保障関係の手続き

平成28年1月以降、住民の皆さんの年金、医療、介護、生活保護、児童手当など

税務関係の手続き

税務署などに提出する書類への記載など

災害対策に関する手続き

被災者生活再建支援金の支給など

役場関係の事務で必要となる大切なもの!!